

毎週火、金曜日発行(但休日と並ぶときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

◇人委規則

目次

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 教職員課の指導主査並びに指導課の指導主査、指導係長、産業教育係長及び指導主事

第二条第二項第三号を次のように改める。

三 教職員課の指導主査、指導課の指導主査、指導係長、産業教育係長及び指導主事、社会教育課の指導主査、指導係長及び社会教育主事並びに体育保健課の指導主査及び指導主事

第二条第二項に次の一号を加える。
 四 教育事務所の指導係長、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事
 附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。
 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第一中

本 知事部局	本 知事部局
庁	庁
企企次部 画画 室室 次次 長長長長	次 部 長 長
検農専農行主副参局課 査業門業政 出 術技技構考 納 専術術造考 査 門調術員改査 門整室善 員員長員員查長事長	課局副主行行政政 課課課課課課 長長長長長長 長長長長長長
副県専構給広総経出副副局課 査管門造与括納行 長長 査林技善理室政参 専室術室室計 補補 門室術室室計 員員佐佐	課局副主行行政政 課課課課課課 長長長長長長 長長長長長長
久檢船小專普企商主主行企係 松査門及業 政 閣專改指診務 計 考 画 管門主 導 断 査 員 理員 術主 断 員 任 員 補 員 長 者補長事員事員員任員員補員長	係主行主企主農協業政 長長長長長長長長長長 長長長長長長長長長長
て吏務タイ る員を吏ピ 職をも員ス つて主 てあ 任 てあ 任	て吏務タイ る員を吏ピ 職をも員ス つて主 てあ 任 てあ 任
主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職

昭和三十九年四月十日
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
 鳥取県人事委員会規則第十四号
 職務の等級の分類の基準に関する規則の
 一部を改正する規則
 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

本 知事部局	本 知事部局
庁	庁
企企次部 画画 室室 次次 長長長長	次 部 長 長
検農専農行主副参局課 査業門業政 出 術技技構考 納 専術術造考 査 門調術員改査 門整室善 員員長員員查長事長	課局副主行行政政 課課課課課課 長長長長長長 長長長長長長
副県専構給広総経出副副局課 査管門造与括納行 長長 査林技善理室政参 専室術室室計 補補 門室術室室計 員員佐佐	課局副主行行政政 課課課課課課 長長長長長長 長長長長長長
久檢船小專普企商主主行企係 松査門及業 政 閣專改指診務 計 考 画 管門主 導 断 査 員 理員 術主 断 員 任 員 補 員 長 者補長事員事員員任員員補員長	係主行主企主農協業政 長長長長長長長長長長 長長長長長長長長長長
て吏務タイ る員を吏ピ 職をも員ス つて主 てあ 任 てあ 任	て吏務タイ る員を吏ピ 職をも員ス つて主 てあ 任 てあ 任
主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職

別表第四中

教育事務所	本 庁	本 庁
	教職員課 主査 指導課 主査 社会教育課 主査 体育保健課 主査 指導課 主査	義務教育課 主査 体育保健課 主査 社会教育課 主査 社会教育課 主査
	指導課 主査 社会教育課 主査 体育保健課 主査 指導課 主査	義務教育課 主査 体育保健課 主査 社会教育課 主査 社会教育課 主査
	指導課 主査 社会教育課 主査 体育保健課 主査 指導課 主査	義務教育課 主査 体育保健課 主査 社会教育課 主査 社会教育課 主査

改める。

別表第五の注を次のように改める。

注 一 三等級の職のうち分場長、科長及び室長の職にある者については、人事委員会の承認を得て二等

級に格付けすることができる。

二 三等級の職のうち一に掲げる職以外の職にある者については、特に人事委員会の承認を得て二等

別表第三中

教育委員会 本 庁	本 庁	本 庁
	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職
教育事務所	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職
	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職	主課 査長 経課 理長 室補 長佐 白主分係 室主 任長 吏員担当職 事務吏員、技術 主事補、技術師に 属さない職

改め、同表の注に三として次のように加える。

三 五等級の職のうち心理判定員の職にある者については、人事委員会の承認を得て四等級に格付けすることができる。

別表第三中

改める。

級に格付けすることができる。
別表第七の注を次のように改める。

注 一 二等級の職のうち家畜保健衛生所所長の職にある者については、人事委員会の承認を得て一等級に格付けすることができる。
二 二等級の職のうち一に掲げる職以外の職にある者については、特に人事委員会の承認を得て一等級に格付けすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務箇所	職	員	調整率
鳥取盲学校 鳥取ろう学校 米子盲学校 白浜学園 皆茨学園	校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手及び寮母		百分の八
小学 校	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に定める特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することをする教諭、助教諭及び常勤の講師		百分の四
中学 校	児童と起居を共にする校長、主任、教護及び教母		百分の八
養徳学校	児童と起居を共にする保母		百分の八
皆成学園	児童と起居を共にしない園長、主任、児童指導員及び保母		百分の四

積善学園	児童と起居を共にする主任及び保母及び保母	百分の八
整肢学園	児童と起居を共にしない児童指導員及び保母	百分の四

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十六号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「高等学校教諭免許状を有する者」の下に「又は人事委員会がこれに準ずると認める者」を加え、同条第五号中「盲学校教諭免許状若しくはろう学校教諭免許状」を「盲学校教諭免許状、ろう学校教諭免許状若しくは養護学校教諭免許状」に改め、同条第六号中「養護教諭一級普通免許状若しくは養護学校教諭免許状」を「若しくは養護教諭一級普通免許状」に改める。
別記様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「月額」を「月額又は支給割合」に改める。
様式第三を次のように改める。

様式第三 三系

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長、青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十八号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二のイをロとし、ロをハとし、同表にイとして次のように加える。

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号給	円	円	円	円	円	円
1号給	60	40	30	20	20	10
2号給	60	40	30	20	20	10
3号給	70	50	40	30	20	10
4号給	70	50	40	30	20	10
5号給	70	50	40	30	20	10
6号給	80	50	40	30	20	10
7号給	80	60	50	40	30	20
8号給	80	60	50	40	30	20
9号給	80	60	50	40	30	20
10号給	90	70	50	50	40	20
11号給	90	70	50	50	40	20
12号給	90	70	50	50	40	20
13号給	100	70	60	50	40	30
14号給		70	60	50	40	30
15号給		70	60	50	40	30
16号給		80	60	50		30
17号給		80	60			30
18号給		80	60			30

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長、青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(ロ)の(1)の1の2の次に1の3として次のように加える。

1の3 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所の卒業生
別表第一の二の(ハ)の5の次にもとして次のように加える

る。

6 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状の所有者

別表第六の注を次のように改める。

注一 初任給欄中二七、九〇〇円とあるのは、昭和三十三年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間にあつては、二六、〇〇〇円と読み替えるものとする。

二 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給欄に掲げる額を一六、七〇〇円とする。

別表第十二の一

二等級 短大卒

〇二

二等級 短大卒

〇三

を改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。